

今回扱う問題は、パレスティナ紛争を背景としている。まずは、経緯を見てみよう。パレスティナ問題一般については、以下の文献を参照されたい。

- 高橋和夫『[パレスチナ問題](#)』(放送大学教育振興会、2016 年)
- 臼杵陽『[世界史の中のパレスチナ問題](#)』(講談社現代新書、2013 年)
- 木村申二『[パレスチナ分割](#)』(第三書館、2002 年)

国連総会は、1947 年 11 月 29 日にパレスティナ分割決議を採択した(決議 181(II)。これを国連文書記号で表記すると、U.N. Doc. A/RES/181(II))。

- [総会決議検索](#)
- [決議に付された地図](#)
- パレスティナ問題への国連の関与について→[History of the Question of Palestine](#)
- [国連文書記号の意味](#)

安保理は、1948 年 4 月 18 日に決議 46 を採択し、そのパラグラフ 1 において、アラブ・ユダヤ両勢力に停戦を要請した。続いて、同 23 日採択の決議 48 により、[Truce Commission for Palestine](#) を設置した(国連憲章 29 条)。

- [安保理決議検索](#)

総会は、5 月 14 日の決議 A/RES/186 (S-2)により、United Nations Mediator in Palestine を任命する委員会を設置した。同委員会は、[Folke Bernadotte](#) を任命した([Press Release PAL/290](#))。

- 決議文書記号の(S-2)は、憲章 20 条に基づく特別総会(special session)の第 2 回目を意味する。特別総会関連文書は→[Special Sessions](#)

1948 年 5 月 15 日に、パレスティナにおけるイギリスの委任統治が終了し、イスラエルは独立を宣言、アラブ勢力は武力闘争を開始する(第一次中東戦争)。これを受けて、安保理は 29 日に決議 50 を採択(パラグラフ 1, 6, 7 を読む)。7 月 15 日採択の決議 54 では、「平和に対する脅威」(国連憲章 39 条)を認定し(パラグラフ 1)、憲章 40 条に基づく措置を執り(同 2)、Bernadotte に必要な資源を提供することを事務総長に求めた(同 10)。9 月 16 日付の Bernadotte の報告([U.N. Doc. A/648](#))を見れば、ある程度の人員提供がなされていたことが判る(Part Two, III. The Truce Ordered by the Security Council on 15 July 1948 のパラグラフ 4)。

ところが、Bernadotte は、翌 9 月 17 日にパレスティナにおいてイスラエル兵を装う者に殺害される([S/1002](#), [Press Release PAL/298](#))。イスラエル外相は直ちに遺憾の意を国連事務総長に表した([S/1005](#))。しかし、1949 年 5 月 2 日にイスラエルが国連に提出した報告書

(S/1315 冒頭の日付はこの文書が発行された日である。提出が 5 月 2 日であることは末尾を見れば判る)によれば、証拠不十分のため被疑者の特定に至らなかったとのことである。事実は未だ完全には明らかにされていないが、Yehoshua Cohen, Meshulam Markover, Yehoshua Seitler (Zeitler) という Stern (右派組織) メンバーが殺害したことはほぼ明らかになっている。この 3 名のいずれもイスラエル司法により裁かれていない。また、彼らが当時の首相 David Ben-Gurion と親しい関係にあったこと、後の首相 Yizhak Shamir が Stern の指導者であったことはよく知られている。

- 以下の [NY Times](#) の記事を参照。 [プラグインシステム](#) を利用のこと。
 - “Yehoshua Cohen Dies; Linked to 48 Killing: [Obituary]”, *New York Times*, August 12, 1986, D.24.
 - “2 Recount '48 Killing in Israel”, *New York Times*, September 12, 1988, A.3.

Bernadotte 殺害により生じた問題の一つに、その損害賠償を誰がイスラエルに求めるか、というものがあつた。Bernadotte はスウェーデン人だからスウェーデンが求めるのか、それとも国連職員だから国連が求めるのか、あるいはスウェーデンと国連との両方が求めることができるのか。国連が求めることができるとする場合、国家でない国連がイスラエルに対して国際法上の請求を行うことができるのはどういう理由によるのか (国連の活動はイスラエル法に服するものではなく、イスラエル法上の請求を行うことは考えがたい)。また、国連職員の受けた損害について国連が損害賠償請求をすることができるとは国連憲章に書かれていないが、その場合でも可能なのか。可能だとすれば、その理由は何か。イスラエルはその当時国連加盟国 (=国連憲章当事国) でなかったが、国連はイスラエルに対し請求をすることができるのか。できるとすれば、その理由はどのようなものか。

このような問題を解決するため、国連総会は 1948 年 12 月 3 日に決議 258(III)を採択し、国際司法裁判所に勧告的意見を要請した (国連憲章 96 条、[国際司法裁判所規程](#) 65 条以下)。国際司法裁判所は、1949 年 4 月 11 日に [勧告的意見](#) を発表した。

この勧告的意見を読み、国際司法裁判所が上記の様々な問にどのように答えたかを整理してこること。勧告的意見の日本語での解説は、シラバスに記した判例集に掲載されている。講義では勧告的意見正文 (英語) を基に議論を進めるので、必要であれば日本語解説を手がかりとしつつ、正文を読んでこること。上記リンク先の裁判所ウェブページに示される文書のうち、ページ中ほどにある [Advisory Opinion of 11 April 1949](#) の English をクリックして出てくるテキストの 174-188 頁 (頁上に出てくる番号) のみ読んでくれる方が良い。Individual Opinion/Dissenting Opinion は裁判官の少数意見であり、講義では扱わない。もちろん、余裕があれば読むことを強く勧めるが。

国際司法裁判所の判決・勧告的意見を正文で読むのには慣れていないはずである。な

かなか理解できなくても当然のことであり、気にする必要はない。日本語解説を参考にしつつ、とりあえず最後まで何とか目を通してきてほしい。講義で一緒に読み解いていこう。

以上